

第2次「狂犬病予防注射」と「畜犬登録」のお知らせ

次の日程により、平成24年度第2次狂犬病予防注射及び畜犬登録を行います。注射の対象は、生後91日以上の子犬（ただし、4月に実施した第1次狂犬病予防注射または他の市町村や動物病院等で注射済の犬を除く）です。予防注射は、法律により年1回必ず受けなければなりません。忘れずに注射を受けましょう。

※日程等を若干変更しておりますのでご確認ください。

- ◆実施日 6月22日(金)
- ◆料金 登録料：3,000円（登録する犬のみ）
注射料：3,040円

◆注意事項

- ①犬の健康状態によっては注射できない場合がありますので、病気や治療・妊娠・保育中等のときは必ず獣医師にお申し出ください。
- ②会場等で受けることができない場合、往診を受けることができます。6月20日(水)までに下記へご連絡ください。（別途往診料600円）
- ③会場で注射を受ける場合は、犬を制御できる方が連れてくるようにしましょう。また、会場周辺を汚さないようご協力願います。

◎問い合わせ先

生活環境課環境衛生係（内線245・246）

地区	実施会場	時間
本郷	本郷母と子の家跡	9:10～9:15
菊岡	上川原様宅前	9:20～9:25
沖内	沖内集会所前	9:35～9:40
寧楽	寧楽母と子の家前	9:50～9:55
住吉	生活改善センター前	10:05～10:10
達布	達布支所前	10:20～10:25
小平	除雪センター前	10:55～11:05
	旧支庁防災ダム事務所跡	11:10～11:15
	文化交流センター裏	11:20～11:25
	小平町役場前	11:30～11:40
臼谷	消防小平分団臼谷班器具置場前	11:50～12:00
千松	千松会館前	13:30～13:35
元浜	じょぐら駐車場	13:40～13:45
田代	田代集会所前	13:50～13:55
港町	鬼鹿診療所前	14:00～14:05
	鬼鹿支所前	14:10～14:15
	高等養護学校職員住宅公園前	14:20～14:25
広富	旧除雪ステーション前	14:30～14:35

公営住宅 入居者募集

■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付しお申し込みください。

～添付書類～

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切 6月11日(月)

■その他

- ・希望者が重複した場合は、選考委員会にて入居の可否が決定されます。
- ・入居が決定した場合、町内在住の所得のある方2名の連帯保証人（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111
(内線242・243)

鬼鹿支所 ☎57-1111
達布支所 ☎58-1111

■公営住宅

■高台団地（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S61建築	3LDK (2階建)	67.6㎡	1戸	浴槽・風呂釜は入居者設置	16,500円～24,600円 近傍同種家賃:36,600円(注)

注) 近傍同種家賃とは、町営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ入居収入基準を超える所得となった世帯が支払うこととなる家賃の上限額です。

- ・トイレはすべて水洗化されています。
- ・家賃は家族構成や収入によって変動します。
- ・町税及び町使用料の滞納がある方は、完納の上お申し込み願います。
- ・入居資格は、現に住宅に困窮し、収入基準月額が原則として15万8千円を超えない世帯が対象となっています。（全員が60歳以上の世帯や本人が障がい者、または同居者に障がい者や就学前の幼児等がいる場合等は緩和されます）

例：単身世帯の場合～年収2,967,999円以下
夫婦2人世帯で給与収入が1人だけの場合～年収3,511,999円以下
夫婦、小学生1人の3人世帯で給与収入が1人だけの場合～年収3,995,999円以下
注) 給与収入以外（事業収入、年金収入等）の場合や、収入のある方が2人以上の場合は、計算方法が変わりますのでご注意ください。

■特公賃（単身者）住宅 ※45歳未満の独身または単身者（単身赴任等）入居可

■学園団地オニィー（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①H7建築	1LDK	49.9㎡	1戸	ユニットバス・給湯ボイラー設置済	27,000円

■町有住宅（入居資格は下記のとおりです）

■町有住宅・消防鬼鹿支署裏（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S50建築	3LK (平屋建)	66.92㎡	1戸	浴槽・風呂釜設置済	9,700円～21,000円

※家賃は家族構成や収入により変動します。
※建築年度が古いため、入居申請時に必ず住宅を確認の上、申請願います。
【入居資格】 ①町内に住所を有する者、あるいは有することとなる者 ②町内で就労している者、あるいは就労することとなる者 ③現に住宅に困窮している者 ④町税及び町使用料を滞納していない者 ⑤住宅使用料を支払う能力のある者